

NST自己点検シート v3 | 栄養管理体制・施設基準・患者運用

2026年度診療報酬改定対応 | 院内自己点検用

使い方：各項目を「確認済 / 要確認 / 未対応」で点検し、要確認・未対応はメモ欄に担当者や対応期限を記載します。届出・算定の最終判断は最新の厚生労働省通知・地方厚生局資料を確認してください。

区分	No.	点検項目	確認ポイント	確認済	要確認	未対応	メモ
栄養管理体制	1	管理栄養士の配置	病院内に栄養管理を担当する管理栄養士を配置し、施設区分に応じた配置要件を満たしている	☐	☐	☐	
	2	栄養管理手順	標準的な栄養スクリーニング、栄養状態の評価、栄養管理計画、退院時を含む定期的な評価等を手順化している	☐	☐	☐	
	3	入院時の共同確認	医師・看護職員・管理栄養士が栄養状態を確認し、特別な栄養管理の必要性を入院診療計画書へ記載している	☐	☐	☐	
	4	栄養管理計画	必要な患者に個別計画を作成し、栄養状態・摂食機能・食形態を考慮している。救急・休日等で入院日に作成できない場合は入院後7日以内を確認	☐	☐	☐	
	5	定期評価・見直し	計画に基づき栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて栄養管理計画を見直している	☐	☐	☐	
NST施設基準	6	必須4職種	所定研修を修了した専任の常勤医師・看護師・薬剤師・管理栄養士でNSTを構成している	☐	☐	☐	
	7	専従・専任	原則として必須4職種のうちいずれか1人を専従として配置している	☐	☐	☐	
	8	1日15人以内の例外	NSTが診察する患者数が1日15人以内の場合、必須4職種はいずれも専任で差し支えない条件を確認している	☐	☐	☐	
	9	リハ職等との連携	歯科医師、歯科衛生士、臨床検査技師、PT、OT、社会福祉士、ST等の望ましい配置・連携体制を確認している	☐	☐	☐	
	10	組織上の位置づけ	NSTが院内組織として明確に位置づけられている	☐	☐	☐	
	11	患者への情報提供	算定対象病棟の見やすい場所への掲示等により、NST診療について患者へ必要な情報提供を行っている	☐	☐	☐	
	12	届出	栄養サポートチーム加算の施設基準届出（別添7・様式34）を最新の厚生局資料で確認している	☐	☐	☐	
患者ごとのNST運用	13	対象患者の確認	栄養管理計画を策定した患者について、A233-2の対象4条件のいずれかに該当することを確認している	☐	☐	☐	
	14	GLIM等の対象判定	栄養スクリーニング後、GLIM基準による評価で低栄養と判定された患者を対象条件の1つとして確認している	☐	☐	☐	
	15	回診・カンファ	栄養状態改善に係るカンファレンス・回診を週1回程度実施。病棟・入院期間による算定頻度の例外も確認している	☐	☐	☐	
	16	栄養治療実施計画	多職種で栄養治療実施計画を作成し、患者等への説明・文書交付、診療録への保存を確認している	☐	☐	☐	
	17	実施・フォロー	計画に沿って治療を実施し、栄養状態・摂取量・活動・嚥下・皮膚等の経過を多職種でフォローしている	☐	☐	☐	
	18	終了・退院時の評価	診療終了時や退院・転院時に治療結果を評価し、栄養治療実施報告書を作成・説明・交付している	☐	☐	☐	

NST対象4条件（A233-2）

栄養スクリーニングを踏まえGLIM基準で低栄養と判定　静脈栄養から経口摂取または経腸栄養への移行を目的
経腸栄養から経口摂取への移行を目的　NSTが栄養治療により改善が見込めると判断

運用ミニフロー

栄養スクリーニング → 対象判定 → 回診・カンファ → 栄養治療実施計画 → 実施・フォロー → 終了 / 退院時評価

制度メモ：A233 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算を算定する場合、A233-2 栄養サポートチーム加算は別に算定できません。また、療養病棟等では算定頻度に例外があります。院内マニュアルは病棟・入院期間とセットで確認してください。

作成：rehabilikunblog | NST自己点検シート v3（2026-08） | 根拠：厚生労働省・地方厚生局（2026年度、Excel出典シート参照）